

## 菅生交流会館の再編等の考え方

### 1 概要

菅生交流会館は、利用実態に合わせて機能を転用し、規模縮小する方針を定めます。

### 2 再編等の方向性の内容（施設ごと）

個別施設計画で示す再編等の方向性の選択肢のそれぞれについて、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」「③機能重複の解消の度合い」「④コストの低減の度合い」「⑤避難所、投票所などの重要な機能への影響の度合い」を評価し、採用する再編等の方向性を選定しました。

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画		再編等の方向性の内容
	選択肢 1	選択肢 2	採用した再編等 の方向性	同時に進行対応	
菅生交流会館	規模縮小・集約化 (近隣施設と集約化)	転用 (施設機能の転用)	転用・規模縮小	—	利用実態と利用度を踏まえ、選択肢 1 と 2 を組み合わせた「転用・規模縮小」(施設の機能を転用し、規模縮小)も選択肢として設定し、評価を行いました。その結果、「転用・規模縮小」が、他の選択肢と比較して、「③機能重複の解消の度合い」は低かったものの、「②利便性への影響の度合い」「④コストの低減の度合い」及び「⑤避難所、投票所などの重要な機能への影響の度合い」の評価が高く、「①床面積の縮減の度合い」についても比較的高い評価となりました。 結果的に、「転用・規模縮小」が、「規模縮小・集約化」「転用」と比べ、総合的に高い評価となったことから、「転用・規模縮小」を再編等の方向性として採用しました。

## ■再編等に関する実施計画

令和7年12月

施設棟番号	G-9		所管部署	健康福祉部	福祉総務課	福祉総務係
施設分類	大分類	保健・福祉施設	中分類	その他福祉施設	小分類	
施設名称	菅生交流会館					
所在地	あきる野市菅生582			敷地面積(m <sup>2</sup> )	1,465.42	
延床面積(m <sup>2</sup> )	470.37	構造	RC造	建築年度	昭和48	経過年度 52

計画期間	令和8(2026)年度～令和17(2035)年度
①事業の概要	<p>設置根拠：あきる野市菅生交流会館の設置及び管理に関する条例</p> <p>設置目的：乳幼児から高齢者までの総合的な福祉の向上及び地域住民の交流活動の推進を図る</p> <p>対象者：乳幼児から高齢者まで</p> <p>サービスの概要：施設の貸出（会議室・ホール・和室）</p>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用は地元町内会のほか、市の事業が主であり、選挙投票所や避難所としても利用している。</li> <li>利用件数、利用収入ともに低調である。</li> <li>利用件数/収入額：(R6) 115件/5,500円</li> </ul> <p>(利用者意見) 施設入口の看板が設置されているが、分かりにくい。道路が狭く夜間は暗いため、避難所や投票所としての利用には、配慮が必要である。</p>
③将来的な事業のあり方(方向性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の交流活動の場の確保を図る。</li> <li>利用者が限られており、今後も利用の拡大は難しい状況である。</li> <li>近隣には他の公共施設がないことを踏まえ、施設機能を転用し規模を縮小する。</li> </ul>
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の交流の場の提供を継続しつつ、施設機能の転用を進めるに当たり、施設の設置目的の変更、所管課の移管</li> <li>維持管理の効率化</li> <li>宣伝効果の期待、利用者拡大の可能性</li> </ul>

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	規模縮小・集約化／転用													
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	平成19	建替え 又は 長寿命化改修	令和15	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 築年数 60							
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般				・市民以外の利用可能。利用者は受付等の業務を委託している町内会が多く、利用料収入はほとんどない。									
	需要傾向	利用需要変化なし				・コロナ禍に伴い、利用は減少したものの、すでに回復しており、利用はコロナ禍前以上に増えている。ただし、町内会以外の利用は年に2～3件程度。市の利用が年100～200件程度。									
	規模適正度	余剰スペースあり				・2階（会議室・和室）の利用は極めて少ない。									
	建物活用	多目的利用検討可能		○	備考  ・主な利用者（団体）は近隣住民であるが、機能的には学習等併用施設と類似しており、設置場所からも多方面からの利用者（団体）の増加は見込めない。ただし、災害時における指定避難場所となっている。										
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		×											
		設置目的と異なる使用状況あり		○											
		単独機能での建物利用が望ましい		×											
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		○											
		投票所機能		○											
	避難所機能		○												
	敷地所有	市有地													
	都市計画法規制	市街化調整区域													
	利用圏域	市全域				・利用状況は近隣地域（町内会）となっている。									
⑦施策との関連性	広域化可能性	検討不可				・利用状況、施設規模等から共同運営等の検討はできない。									
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		×	・利用実態から、機能の転用を検討する必要がある。										
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		○											
		利用圏域に同種・類似施設はない		×											
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	関連施策	第2次総合計画 第4章保健福祉分野 第5節地域福祉の推進													
	説明	地域住民の交流活動の拠点となっており、地域の活動等の支援として有用である。													
⑨計画実行のスケジュール	【方向性】			（同時に使う対応）											
	転用・規模縮小			—											
	【再編方針】			【修繕・改修】											
	・機能を転用し、規模縮小する。			・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。											
	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容									
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)									
⑩計画実行に当たっての留意事項	—	—			—	—									
⑪計画実行後の課題	—	—			—	—									